

条 例 案 の 概 要

議案第1号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

会計年度任用職員制度の運用に当たり、より多くの人材を確保するとともに人材の流出を防ぐため、給料表に定める号給の範囲を広げる改正をするもの

2級 「1号給から17号給まで」 → 「1号給から49号給まで」
(別表第1関係)

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第2号 幸手市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正請求又は要求による監査に関する引用条項の改正

「第243条の2第3項」 → 「第243条の2の2第3項」
(第5条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第3号 幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 内 容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴う所要の改正

書面審理に関し引用している法律の題名及び条項の改正

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」 →
「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」
「第3条第1項」 → 「第6条第1項」

2 施行期日
公布の日

議案第4号 幸手市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

1 内 容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴う必要な規定の整備その他所要の改正

(1) 入居権利者の連帯保証人に係る規定の整備

ア 単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、市営住宅の入居に際し、保証人の確保がより一層困難となることが懸念されることから、保証人を確保できないことを理由に市営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、入居等の手続に必要な連帯保証人を要しないこととする。代わりに入居権利者は、「入居権利者と緊急時等に連絡をとることができる者であって市長が適当と認めるもの（緊急時等連絡先）」が連署した請け書を入居等の手続において提出することとする。

イ 緊急時等連絡先の変更を承認する際、入居権利者又は緊急時等連絡先に対し、事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができることとする。

(第13条、第14条及び第16条関係)

(2) 敷金に係る規定の整備

市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることとすることができる。

(第21条関係)

(3) 修繕費用の負担に係る規定の整備

入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について、市長が定めることとする。

(第 2 2 条及び第 2 3 条関係)

- (4) 不正入居者等に対する明渡し請求時の利息に係る規定の整備
法定利率の見直しに伴い、明渡し請求を行ったときに徴収する額に付す利息の利率を「年 5 分の割合」から「法定利率」に変更する。

(第 4 3 条関係)

- (5) 引用条項及び用語の整理

(第 5 条、第 3 7 条及び第 4 5 条関係)

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

- (2) 経過措置

改正後の幸手市市営住宅管理条例（第 5 条、第 2 1 条から第 2 3 条まで、第 3 7 条、第 4 3 条及び第 4 5 条を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に入居の承認を受ける者、入居権利者であって連帯保証人の変更の承認を受けるもの又は入居権利者の地位の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者、入居権利者であって連帯保証人の変更の承認を受けたもの又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

議案第 5 号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）及び基準省令等の一部改正に伴う所要の改正
共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化に伴い、次の審査に係る規定を整備するもの

- (1) 低炭素建築物新築等計画の認定及び変更認定の申請に対する審査

ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する建築物

住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物の床面積の合計から、設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除くものとする。

イ 上記ア以外の建築物

共同住宅から設計一次エネルギー消費量を算出した共同住宅を除くものとする。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定の申請に対する審査

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する建築物

住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計から、設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除くものとする。

(3) 建築物エネルギー消費性能認定の申請に対する審査

外皮性能基準について住棟全体（全住戸の平均）での評価方法の追加に伴う所要の改正

(別表関係)

2 施行期日

公布の日

議案第6号 幸手市水道事業の設置等に関する条例及び幸手市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正
議会の同意を要する賠償責任の免除に関する引用条項の改正

「第243条の2第8項」 → 「第243条の2の2第8項」

(第1条中第5条及び第2条中第5条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日